

# つくば市記者会 御中

発信日：平成30年11月8日（木）

発信元：つくば市都市計画部市街地振興課学園地区市街地振興室

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

## 竹園一丁目国家公務員宿舎跡地における魅力ある開発の推進に関する覚書を締結しました



### ■背景・概要

市内では国家公務員宿舎跡地の売却が進められており、市では、跡地において魅力あるまちづくりを進めるため、地区計画などによる誘導を行ってきました。今回、更なる魅力あるまちづくりに向け、公園と一体となったまちづくりの推進など「つくば中心市街地まちづくりヴィジョン」の実現に向けた取組を行うため、竹園一丁目国家公務員宿舎跡地を購入した、株式会社フージャースコーポレーションと市で、別紙のとおり覚書を締結しました。

### ◆覚書締結日

平成30年11月5日（月）

※本覚書にかかる締結式は行っておりません。

### ◆覚書の内容

#### ・目的

株式会社フージャースコーポレーションが所有する竹園一丁目国家公務員宿舎跡地において、つくば市と株式会社フージャースコーポレーションが協力して取り組む事項を定めることで、周囲の環境と一体となった魅力ある開発を推進すること。

#### ・対象区域

本覚書の対象開発区域は、竹園一丁目13-2。

#### ・つくば市と株式会社フージャースコーポレーションの実施事項

- (1) 周辺の公共施設を考慮した開発の推進
- (2) 緑化の推進
- (3) 周囲の環境や自然と調和した建物デザインや外構計画の推進

※実施事項に関しては、つくば市と株式会社フージャースコーポレーションで、別途協議を行い、必要に応じてその内容を別途定める。

# 竹園一丁目国家公務員宿舎跡地における魅力ある 開発の推進に関する覚書

つくば市（以下、「甲」という。）と株式会社フージャースコーポレーション（以下、「乙」という。）は、竹園一丁目における国家公務員宿舎の跡地の開発において、次のとおり覚書（以下、「本覚書」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本覚書は、乙が所有する竹園一丁目国家公務員宿舎跡地において、甲と乙が協力して取り組む事項を定めることで、周囲の環境と一体となった魅力ある開発を推進することを目的とする。

## （対象区域）

第2条 本覚書の対象開発区域は、竹園一丁目 13-2（以下、「当該地」という。）とする。

## （甲と乙の実施事項）

第3条 本覚書において、甲と乙が協力して取り組む内容は次のとおりとする。

- (1) 周辺の公共施設を考慮した開発の推進
- (2) 緑化の推進
- (3) 周囲の環境や自然と調和した建物のデザインや外構計画の推進

2 甲、乙は前項各号に定める事項を実施するにあたり、甲と乙で別途協議を行うこととする。また、必要に応じてその内容を別途定めるものとする。

## （その他）

第4条 本覚書の定めのない事項及び本覚書の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成30年11月5日

甲 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1  
つくば市  
市長 五十嵐 立青

乙 東京都千代田区丸の内2-2-3  
株式会社フージャースコーポレーション  
代表取締役社長 小川 栄一